

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください。

<b>長野高教組FAXニュース</b>	増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール <a href="mailto:naganokokyoso@educas.jp">naganokokyoso@educas.jp</a> HP <a href="https://naganokokyoso.com/">https://naganokokyoso.com/</a> FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2023 年 11 月 6 日 (月) No. 412 (23-04)

## 地公労確定交渉妥結

# 地公労の力で前進回答引き出す

10月24日(火)に行われた地公労交渉第1波を受けて、11月6日(月)、地公労確定交渉第2波が行われました。今年度の県人勧は月例給および一時金の大幅なプラス勧告がなされましたが、県側の支出が大きくなることから、完全実施をさせることが非常に重要な交渉でした。そのような中、当局からの一次回答は、実質的には人勧実施と会計年度任用職員の勤勉手当の支給のみにとどまるという非常に不十分なものでした。その後の執行部で強力なオシコミによって当局も一定の理解を示し、最終的には以下の前進回答を引き出し妥結しました。15:00 からスタートした交渉は、20:11 妥結と長時間となりました。この成果を組合員で喜び合うとともに、ひとりでも多くの仲間を迎えるために声掛けをお願いします。

### 人事委員会勧告の実施

今年度の月例給 0.77%、一時金 0.10 月というプラス勧告について、実施時期を含め勧告どおりの実施を勝ち取りました。「勧告」は組合交渉で妥結しない限りは実施をされないため、これは重要な成果となります。

### 会計年度任用職員の勤勉手当の支給・給料月額の遡及引き上げ

会計年度任用職員の勤勉手当が、令和6年度より支給されることとなりました。支給割合についても、常勤職員と同様となります。また、ボーナスの支給対象となる任用期間について、年度をまたいだ期間であっても、6月以上継続をしていれば支給の対象となることも併せて示されました。

さらに、会計年度任用職員の給料月額の改定について、これまでは次年度からの適用でしたが、今回の交渉で本年の4月から遡及して支給されることとなりました。



### 障がい児等養育にかかる休暇・休業制度の改善

介護休暇・介護時間について、障がい児等の養育を対象に含めて整理することが示されました。介護休暇・介護時間がとりやすくなることにより、女性部が中心に求めていた障がい児等の養育と仕事の両立に向けて一歩前進となります。

### へき地手当のあり方の研究

県教組が長年訴え続けてきたへき地手当の引き上げについて、「へき地手当のあり方について研究する」という回答を獲得しました。来年度へき地手当を獲得するための重要な足掛かりとなります。

(2 枚目に続く)

## 地公労への回答

- 1 人事委員会勧告について、勧告どおり実施するよう検討する。
- 2 技術労務職給料表について、人事委員会勧告に基づく給料表改定と同様の考え方に基づき改定するよう検討する。
- 3 会計年度任用職員に対し、常勤職員と同様の支給割合により勤勉手当を支給するよう検討する。  
(令和6年4月1日適用)
- 4 会計年度任用職員の給料及び報酬（職務の特殊性等を考慮して給料等を決定する職員を除く）について、給料表の改定に準じて、本年4月から遡及して給料月額等を引き上げるよう検討する。  
(令和5年4月1日適用)
- 5 会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当の支給対象となる任用期間について、前年度からの任用期間が6月以上継続する場合には支給対象とするよう検討する。  
(令和6年4月1日適用)
- 6 国での教員の働き方、処遇改善の議論の動向を踏まえながら、へき地手当のあり方について研究する。
- 7 介護休暇・介護時間について、障がい児等の養育を対象に含めて整理し、所属に通知する。

11月7日（火）の高教組独自確定交渉に向け、さらなる前進目指して頑張りましょう！